

令和元年度 第1回三浦市景観審議会

1 日 時 令和元年 11 月 13 日（水） 午前 10 時から正午まで

2 会 場 三浦市民交流センター 研修室 1

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 三浦市景観重要公共施設について
- (3) みうら観光写真コンクールにかかる協働について

4 報告事項

- (1) 平成 30 年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について
- (2) 景観さんぽ（関東の景観写真展）について
- (3) 宮川公園の風力発電機の再設置について
- (4) 安房埼灯台の建替えについて
- (5) 委員の任期中の取組について

5 出席者

- (1) 委 員 鈴木委員、中津委員、渡辺委員、吉井委員、佐久間委員、上野委員
- (2) 事務局 中嶋都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 GL、小笠原主事、新倉臨時職員
- (3) 傍聴人 0 人

6 議題等関係資料

- (1) 資料 1 （議題 1 会長及び副会長の選任について）
- (2) 資料 2 （議題 2 三浦市景観重要公共施設について）
- (3) 資料 3 （議題 2 三浦市景観重要公共施設について）
- (4) 資料 4 （議題 3 みうら観光写真コンクールにかかる協働について）
- (5) 資料 5 （報告事項 1 平成 30 年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について）
- (6) 資料 6 （報告事項 1 平成 30 年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について）
- (7) 資料 7 （報告事項 1 平成 30 年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について）
- (8) 資料 8 （報告事項 5 委員の任期中の取組について）

7 議 事

定刻に至り、事務局（中嶋部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。

出席者が半数（7 名中 6 名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

議題・報告事項については、三浦市情報公開条例第 18 条ただし書の非公開事由に該当しないことを報告しました。

委員委嘱後初の審議会のため、会長が選任されるまでの間、中嶋都市環境部長が会議の進行をすることを告げました。

■議題 1 会長及び副会長の選任について

【中嶋都市環境部長】

それでは、議事に入らせていただきます。

議題 1「会長及び副会長の選任について」でございますが、議題 1 の資料をご覧ください。三浦市景観条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、会長の選任は、委員の互選によるところとなっております。

審議にあたり、選任の方法などについて、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【渡辺委員】

鈴木委員は、前任期においても会長を務められました。鈴木委員にお願いしてはどうかと思いますので、皆様にお諮りいただければと思います。

【中嶋都市環境部長】

ただいま、渡辺委員から、鈴木委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

【全体】

異議なし。

【中嶋都市環境部長】

ありがとうございます。

それでは、会長につきましては、鈴木委員にお願いしたいと存じますが、鈴木委員いかがでしょうか。

【鈴木会長】

ご推薦でございますので、務めさせていただきます。

【中嶋都市環境部長】

ありがとうございます。

次に、副会長につきましては、同条第 3 項の規定により、あらかじめ会長が指名するものとなっておりますが、鈴木会長いかがでしょうか。

【鈴木会長】

私としては、関東学院大学の中津委員にお願いしたいと思います。

【中嶋都市環境部長】

ありがとうございます。

それでは、会長及び副会長は決定といたします。

ご協力ありがとうございました。

鈴木会長、議長席へお願いいたします。

【中嶋都市環境部長】

ありがとうございました。

それでは、三浦市景観条例施行規則第14条第4項の規定により、鈴木会長に議長を務めていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【鈴木会長】

それでは、会議の進行について、私の方で進めさせていただきます。

本日の議題と報告事項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、本日の議題と報告事項についてご説明いたします。着座にて失礼します。スクリーンをご覧ください。

本日の議題は3点です。議題1「会長及び副会長の選任について」は、ただいま終わりました。議題2「三浦市景観重要公共施設について」です。議題3「みうら観光写真コンクールにかかる協働について」です。

報告事項は5点ございます。報告事項1「平成30年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」です。報告事項2「景観さんぽ（関東の景観写真展）について」です。報告事項3「宮川公園の風力発電機の再設置について」です。報告事項4「安房埼灯台の建替えについて」です。報告事項5「委員の任期中の取組みについて」です。以上が、本日の議題と報告事項になります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

本日の次第では、議題2として「三浦市景観重要公共施設について」となっています。事務局から説明をお願いします。

■議題2 三浦市景観重要公共施設について

【事務局】

それでは、「議題2 三浦市景観重要公共施設について」の説明をいたします。

「三浦市景観重要公共施設」については、平成30年度第1回三浦市景観審議会にて候補を選定し、各公共施設管理者との事前相談に向けて、神奈川県都市整備課と調整しております。本議題においては、三浦市景観重要公共施設に係る候補の見直し及び進捗状況のご報告をさせていただきますが、その前に今年度より新しい委員の方がいらっしゃるため、景観重要公共施設の制度の概要及び三浦市の景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について、改めてご説明させていただきます。資料2の1ページ下段をご覧ください。

景観重要公共施設とは景観法第8条第2項に規定されており、公共施設（道路、都市公園、海岸、漁港等）のうち、良好な景観の形成に重要な施設であり、景観計画に、これら景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準を定めることにより、県や市が行う施設整備や、民間が行う占用事業にあっても、統一された整備等を期待することが出来ます。

景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準を定める際には、事前に、県道であれば神奈川県横須賀土木事務所、市道であれば三浦市土木課などの公共施設管理者と協議を行

い、同意を得る必要があります。資料2の2ページ上段から5ページの上段については、三浦市景観計画から三浦市の景観特性について抜粋したものです。後ほど、ご確認ください。

三浦市の景観重要公共施設の指定に向けた取組みとしましては、資料2の5ページ下段に記載されている三浦市景観計画の景観重要公共施設の指定の方針に該当している施設を平成30年度第1回三浦市景観審議会にて現地を視察した上で国道や市道、都市公園、漁港などを候補として選定し、後ほど変更箇所はご説明いたしますが、6ページ上段の箇所の指定に向けて取組んでおります。以上が景観重要公共施設の制度の概要及び三浦市の景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況となります。

次に、昨年度の審議会での議論や、その後の施設管理者との意見交換を踏まえた三浦市景観重要公共施設に係る候補の見直しについて、ご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

それでは、続いて、三浦市景観重要公共施設候補案の変更について、ご説明させていただきます。対象の公共施設は、北下浦漁港（上宮田地区）、金田漁港及び間口漁港（江奈地区）の3箇所の漁港になります。

ここに記されています三浦市の3つの市営漁港については、景観重要公共施設の候補施設として取組む旨を、平成30年度第1回景観審議会において委員の皆様方にご報告させていただきました。

この度、景観重要公共施設について、市営漁港を管理する三浦市水産課に相談した結果をご報告させていただきます。

市営漁港について、三浦市水産課から3点ほどご意見がありました。

まず、漁業活動が優先される施設であるため、漁業関係者に景観の観点から制限を課すことで、事業の妨げになる可能性がある。

次に、市による漁港施設の新規整備の予定はなく、漁協等による新規の占用物設置の予定もない状況である。

最後に、漁港施設は観光施設ではないため、景観重要公共施設の他の候補施設に比べると、来訪者数は少ない。

以上のご意見を頂き、事務局により検討した結果、経済活動が行われる場として、漁業活動に適した施設整備が優先して行われるべき施設であり、一方で今後、新規の整備・占用が見込まれていないことから、指定しても効果が得づらく、また、観光施設ではないため、他の候補施設に比べると、来訪者数は少なく、来訪者を意識した景観整備の必要性が少ないことから、市内では主要な市営漁港に位置付けられてはいるが、漁業の優先度、来訪者の利用度、イベントの活用度を勘案し景観重要公共施設の指定を見送ることとしたいと考えております。

次に、景観重要公共施設の候補案に追加させたい公共施設について、ご説明させていただきます。

当該施設は、平成30年度第2回景観審議会にて、委員から新たに、ご提案頂いた施設である国道134号です。

区域は三崎口駅前から引橋交差点までです。

当該施設は公共施設として道路法の道路に位置付けられます。

特徴といたしましては、小網代の森、三崎港、油壺等の観光地へ行く際に通行する道路であるため、市外からの来訪者が多く利用する主要な幹線道路であり、当該施設の東側の大部分は市街化調整区域として、「農の景観ゾーン」に属しているため、三浦市らしい農地の景観や、西側には、相模湾を介して広

がる海や富士山の景観を望むことが出来、また、市の中心部に位置した都市機能を整備する中心核により、新しい商業施設が整備されるなど、今後、市街地の景観が見込まれることや、美しい自然環境の小網代の森が近接しているため、自然景観も存在していることから、道路として、統一した景観整備が求められます。

三浦市景観計画における景観重要公共施設の3つの指定方針については、当該施設は全てに該当すると考えられます。

これらの理由により、国道134号（三崎口駅から引橋交差点）については、三浦市景観重要公共施設の候補案に追加したいと考えております。

次に、景観重要公共施設を指定するための公共施設管理者への事前相談資料について、ご説明いたします。

改めて、資料2をご覧ください。

本資料は景観重要公共施設を指定するにあたり、景観重要公共施設の趣旨、三浦市の景観計画について、候補施設の問題点、改善方法の説明を行うため、県や市の公共施設を管理する関係機関との事前相談に使用する資料になります。現在は、景観法所管課である神奈川県都市整備課と本資料について調整している状況であります。

なお、本資料の調整後は、神奈川県横須賀土木事務所等の各公共施設管理者と事前相談を10月に予定しておりましたが、台風15号及び台風19号の襲来により、県・市ともに災害対応のため、事前相談を行うことが出来ませんでした。本審議会後に改めて各公共施設管理者と事前相談をしていきます。本資料の関係機関との事前相談を行う内容の概要について、一部抜粋ではございますが、「市道310-3号線」及び「小松ヶ池公園」をご説明させていただきます。

資料の6ページ下段「市道310-3号線」をご覧ください。

市道310-3号線は三浦海岸桜まつりのイベント時には毎年大変な賑わいとなり、平成29年度には37万人と多くの来訪者が訪れるため、来訪者を意識した景観整備が求められる施設であります。そのため7ページ上段のとおり、三浦市の景観重要公共施設の指定の方針のうち「周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地及びこれらに付帯する施設」及び「祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設」に該当する施設であります。なお、「良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設」については、三浦市景観計画では景観軸となる道路を三浦市内の主要な道路の「国道」及び「県道」としており、市道310-3号線は該当いたしません。

対象区域については河津桜がある山ヶ谷戸跨線橋下横断歩道から51号橋下までを区域として設定しております。

8ページは、現在の市道310-3号線について、サイン、ポールの位置や色彩などの不統一の問題点及び色彩を抑える案内板の事例により改善方法の提案を記載しております。

次に、小松ヶ池公園についてご説明させていただきます。9ページ下段をご覧ください。

小松ヶ池公園は住宅地に隣接しながらも、渡り鳥の貴重な飛来地として高名な小松ヶ池を有している公園であり、また、市道310-3号線と同様に三浦海岸桜まつりの会場になっています。

そのため10ページ上段のとおり、三浦市の景観重要公共施設の指定の方針のうち「周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地及びこれらに付帯する施設」及び

「祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設」に該当する施設であります。

区域については小松ヶ池公園全域としております。

11 ページには、現在の小松ヶ池公園について、フェンスの材質や色彩の不統一の問題点及び色彩を抑えたフェンスの事例により改善方法の提案を記載しております。

その他候補の公共施設についても同様にまとめておりますので後ほどご覧ください。

また、今後の整備基準等の作成に向けて、24 ページの上段の各施設の基準作成方針に基づき進めていくことを考えています。

占用許可基準を含む整備基準については、周辺景観と調和した意匠、素材、色彩等で景観に配慮するように記載します。

下段では、道路標識や安全上・緊急上やむを得ない場合等は整備基準を適用除外とすることを考えています。

25 ページに記載のあるものは景観重要公共施設の整備後のイメージ図となります。

事例では、標識や電灯、防護柵などの色彩の不統一なものを、ダークブラウンに色彩を統一しているものとしています。

以上が本資料の概要の説明となります。

続いて、資料3をご覧ください。

本資料は、三浦市の近隣各市で景観重要公共施設を指定している横須賀市、鎌倉市、茅ヶ崎市及び逗子市の整備方針や整備に関する事項などを抜粋した資料となります。

今後、事前相談を踏まえ、このような整備方針や整備に関する事項などの作成に向けて、各施設管理者と具体的な協議を実施していきます。

議題2 三浦市景観重要公共施設についての説明は以上となります。

【鈴木会長】

はい、ありがとうございます。それでは只今の質疑に対してご質問ご意見等ありましたらお願いしたいと思えます。

【渡辺委員】

漁港についてですが、三浦海岸の北下浦漁港（上宮田地区）の一部の倉庫の色が黄色やピンクのものがありますが、車で走行したり、歩いたりすると、その倉庫だけが妙に目立っています。

周辺とマッチしてないと感じます。また、県の道路公団が管理している駐車場がずっとありますが、その1ヶ所の倉庫が、古く目立つ倉庫があります。そのような状況が気になってしょうがないですね。

せっかく遠くから来られて、観光客の方があのような状況を見て、どうなのかと思います。

そのような部分に対して意見を言うことが出来るのか。気になっています。

特に三浦海岸については、夏は海水浴の方も多し、非常に交通量の多い国道なので、是非、検討をお願いしたいと思えます。

【事務局】

水産課の協議におきましては、景観に関する市の取り組みについてはご理解頂いて協力していきたいということをお願いしています。

そのうえで、正式に枠にはめて規制をしていくと言う事に対しては、漁業活動との関係から少し抵抗感

を感じているという状況です。漁港内の整理整頓などの指導出来る部分というのは基準に基づいてやるよりは、市の漁港管理の一環として話が出来ると思いますので、その事については水産課と話をしていきたいと思えます。

【渡辺委員】

よろしくお願ひします。

【事務局】

また、道路公社の方の関係は道路駐ちり場だけではなく、三浦半島内の他の駐ちり場とか、あとは三浦縦貫道路などの利用料金の徴収がありまして、そこが観光客相手ですからそこをなるべく料金収入増加を目指しているところでもあります。

審議会議終了後に具体的な場所を教えていただければ、道路公社の方にもお伝えしたいと思えます。

【渡辺委員】

よろしくお願ひします。

【鈴木会長】

先ほどの色彩ですね。その黄色の建物などは漁業者ですか。

【渡辺委員】

それは漁業者の倉庫であると思えます。

【鈴木会長】

個人の倉庫ですか。

【渡辺委員】

国道沿いに駐ちり場があつて、倉庫があり、その先は海ですが、漁協があつたコンクリートの倉庫があるのですが、その脇に漁業者個人があつている小屋みたいのがあります。その色が非常に気になつたという事です。

【鈴木会長】

小屋は漁港の中ですか。

占用物件という事ですね。ここは確認した方がいいかもしれないですね。

【事務局】

少し補足させていただきますと、国道 134 号から東側は第 4 種風致地区に指定されています。これは漁港区域も含めて指定されていますので、今の黄色の建物という物自体がどの時点から発生したかは定かではありませんが、申請そのものを規制することが出来たかもしれません。ただその網からからはずれている物が、このような事を生じている可能性もありますから、後ほど、確認させていただきます、適当かを認認していきたいと思えます。

【鈴木会長】

はい、わかりました。その他に何かありますか。

【佐久間委員】

3 つの景観重要公共施設についてですが、金田漁港は、おいしいレストランがあつて、他の 2 つに比べると違ひます。

また、付近には全然目立たないのですが、三浦一族のお墓があります。ただし、看板も目立たないし、寄る人もほとんどいないと思えます。せつかく三浦一族のお墓があるのに、それさえも分からないよう

では、もったいないと思っています。

【鈴木会長】

それは漁港の裏にあるのですか。

【佐久間委員】

はい。バス停の裏にあります。

【鈴木会長】

漁港区域の中ですか。

【佐久間委員】

道路の向かい側の崖の所にお墓があります。わざわざ行く人は居ないかもしれませんが、歴史に興味のある人や、ウォーキングの人や、マグロ切符でバスにて周遊している人に対し、周知できればと。エリアとして考えればそういうのも面白いかなと思います。

【事務局】

今回景観重要公共施設の整備基準というのが、漁港なら漁港施設に限られてくるので、史跡の整備となると違うのかなと思いますが、教育委員会などで関連があると思いますので、ご意見があった旨をお伝えしておきます。

【鈴木会長】

例えば、私が関わっている自治体の景観重要公共施設については、景観上重要な位置に設置しないとなっています。つまり、どこに設置するとかではなく、そのような所に設置しないと言う事を方針に入れたりしています。

もし、漁港区域の中に無かったとしてもその周辺に設置しないということも出来ます。

位置関係などについて、ご指摘を受けましたので、確認をお願いします。

【上野委員】

全体的には今回詳細な資料を送って頂いたので、中身が事前に分かって良かったです。

国道の所は追加されるという事でいいと思います。

ひとつ要望ですが、全国問題なのですが、電信柱が立っているとか、電線があるとか、それから色々な問題が出ましたけど、沿道の家とかなんかっていうのは、華美ですよ。とくに色が。蛍光色の建物もあるし総合的に景観で見た場合に不快なところですね。電信柱とか電線とか建物の色規制などを出来るのか。

【事務局】

今回は公共施設という事ですので、道路であれば国、県及び市が整備をする道路を対象としています。道路の外にある民間の建物については基準の対象外です。

道路にある東京電力や、NTT が占有して電柱を建てますので、それは公共施設への占有物件です。その占有物件に対する基準は今回の対象になります。

【上野委員】

道路自体という事ですね。

【事務局】

そうですね。道路を施設管理者が整備する時の基準、また、その道路を事業者が占有する場合に占有出来るものの色、形などに対する基準が今回の趣旨です。

【上野委員】

例えばその例は分かりましたけれども、ひとつ言うとあの小網代の森に行く歩道の所に統一された案内柱がありますよね。例えば歩道部分は今回の管轄には入らないという事ですよ。

【事務局】

歩道上の案内柱については、道路に設置された占有物というようになりますので、基準の対象です。

【上野委員】

並木はいかがですか。

【事務局】

並木については、道路施設として設置されていれば対象になってきます。

【上野委員】

例えば、電柱は道路の端に歩道があって、そこに建っていますよね。

【事務局】

そうです。つまり道路の中にある占有物です。

【上野委員】

だからそれも規制することが出来るのですか

【事務局】

そうです。電柱にもいろいろな色が使われています。ただのコンクリートの色もあれば、茶系の配慮した色の電柱もあります。

【上野委員】

例えば、一つの例としてあそこの電柱を全部地下埋設にするというアプローチも可能なのですか。

【事務局】

あくまで今回取組んでいるのは、整備する際の基準及び占有の基準であります。

道路自体の整備の方針を決めていく物ではないので地中化の方針を決めるものではないと考えています。

ただし、電線地中化については、国道 134 号については市から県に要望をしています。どこの場所とはお話しは出来ませんが、今後やる方向ではあります。

ただ、市道を電線地中化というのはなかなか難しいと思います。幹線道路で緊急時や災害時に、電柱が倒れてしまって緊急車両が通れないなどの対策として幹線道路を電線地中化する方向性はあるという事です。

【鈴木会長】

その電線地中化というのはまた別であり、ここで全部決めるわけではないという事です。

あと、建物に関してはそれこそ景観計画の中で色などを定める事は出来ませんが、三浦市の場合には一定規模以上の物しか対象になってこないのも、もし、細かくするのであれば、景観計画を見直してそれを沿道の部分は届出をしてくださいという事になると思います。

あとは、道路占有の基準、景観公共施設に指定したとしても、すぐに予算がついて、変えられるわけはありません。それもメンテナンスであるとか施設を更新しようというタイミングの時に相談がきて、では、こういう風にしましょうというように少しずつ変えていく事だと理解してください。

市道のところは市で管理できますが、県の管理している 134 号とかのところは、市の予算ではありま

せんので横須賀土木です。そういった計画になった時に必ず、相談をしなければいけなくなります。そういう意味では協議の間口を開ける為にも、これは指定しといた方がいいという事もあります。

いかがでしょうか。

【吉井委員】

私も上野さんと同じ考えで、電線についてですが、市道 310-3 号線の桜並木のところはみなさん相当の数の方が写真を撮られて、非常にいい場所なのに、本当にもったいない。優先順位として三浦市の一番のスポットの所から制限を加えた方がいいのかなと思います。

【上野委員】

ちょっと余談なのですが、鎌倉の小町通りが地下埋設になっているのですね。あそこはものすごい成功例だと思いますよね。

【鈴木会長】

いかがでしょうか。よろしいですか。

今の議論を総合しますと、3つの市営漁港を候補から外すという提案については、検討が必要な部分もあるのではないかと、というご指摘がありましたので、これ自体はここで決めなければならない、というのではないですね。したがって、先程倉庫について、少し派手なものがあることや、また三浦一族のお墓が金田漁港に近いようなお話もありましたので、状況を把握したうえで、再度、最終的な施設リストに入れるかどうかという事を検討という事でよろしいでしょうか。

国道 134 号の追加についてはよろしいでしょうか。

それでは議題 2 の景観重要公共施設については、漁港施設については継続審議で、国道 134 号については追加というように進めさせて頂きたいと思います。

それでは、議題 3 みうら観光写真コンクールにかかる協働について、事務局から説明をお願いします。

■議題 3 三浦市写真コンクールにかかる協働について

【事務局】

それでは、「議題 3 みうら観光写真コンクールにかかる協働について」の説明をいたします。スクリーンをご覧ください。

今年度も、本市景観施策の一つのイベントとして定着しております三浦市観光協会と写真コンクールを協働開催したいと考えています。コンクールでは、昨年度と同様に委員の皆様のみうら景観賞 3 点を選考していただきます。みうら景観賞は、写真の技術ではなく、市内に存在する景観の観点から特に優れた作品を表彰し、新たな景観資源の発見とともに、優れた景観資源であれば、みうら景観資産に認定していくものです。

これまで、平成 27 年度については「後世に残したい三浦らしい景観（みうら景観資産）探し」、平成 28 年度については、「三浦市から見える美しい風景（三浦市の眺望点探し）」、平成 29 年度については、「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」、平成 30 年度については、「三浦市での暮らしや旅の中で出会ったあなたのオススメの風景」とそれぞれ副題を設けて募集を行っています。

ここで、資料 4 をご覧ください。こちらは過去に景観賞を受賞した作品です。

例年のコンクール応募作品には、自然景観及び文化景観についての応募作品が多数寄せられており、相当数の三浦市の景観を発掘することが出来ましたが、新たな三浦市の景観を発掘する必要があると思わ

れます。再びスクリーンをご覧ください。

自然景観及び文化景観以外の景観を抽出する機会として、今年度のコンクールに際しましては、次のような副題設定を検討しております。

今年度の副題を「三浦市の街並みを感じる風景」という副題を設定することによって、三崎下町商店街等の昭和風情のある街並みや、三浦海岸駅前周辺のような賑わいのある街並みのような「街の景観」について、新たな景観資源を見出すための募集サブテーマ設定を提案させていただきたいと思っております。議題3みうら観光写真コンクールにかかる協働についての説明は以上となります。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質問、ご意見等あれば。

【上野委員】

事前に送って頂いた資料を見ると、その年度ごとに非常にテーマに沿った写真だと感じますよね。4回の写真コンクールでいろんなものを発掘できました。その中で自然や眺望はみうら景観資産に十分入っていると思うので、今回新たに三浦市の景観を発掘するというテーマは良いと思います。ただし、新たな三浦市の景観というのがその中身が何かというときに、あと、賑わいのある街並みとか、その賑わいという街並みについては、三浦の特徴は、まさしくこの標語に書いてある『人・まち・自然の鼓動を感じる都市』でこの中の人・まちというものは出ていると思います。だから一番の特徴である自然の鼓動を感じる都市、つまり、自然が豊かで、その中で暮らしている農業や漁業の人ですね。そのような自然を愛して業を営んでいる人が新たな三浦なのかなと思います。

また、私が感動したのは昨年に若い写真家の方が、働いている人の写真を何百枚も撮っていました。それが写真集になったのですよ。本当にすばらしいです。非常に好評ですね。

これはプロの写真家ですけど、私は自然の鼓動を感じる都市ということで、漁業などを通して三浦市の良さや新たな景観を発掘した方が良いのではないかと思います。

【鈴木会長】

もともとこのみうら景観賞をフォトコンテストの中に設けていただいたのは、景観資産を探すという所からスタートしていますので、今回、事務局の提案というのは出てくる写真が自然の物が多いので、街の景観に関して、もう少し焦点をあてたいという意図でのご提案です。

【上野委員】

この街というのは物理的な意味ですよ。

【事務局】

そうですね。

【上野委員】

三浦の街の賑わいという風であると非常に限られてくるか、三浦海岸駅の周辺といっても、賑わいのある商店街というのはどのような意味かとなり、ピンとこない感じがするのですよね。

だから街というのをもう少し普通の人が住んでいるところとか、農家もあるし、漁業をやっている家もあるし、若い人が来て新しい賑わいを創ろうとしていますね。

【渡辺委員】

私が感じる街並みは、主に三崎の街並みを思い浮かべますが、他県から入って写真を撮られた方が街並

みっていうのをどのように捉えるかってことですよね。

いろいろな感性で応募してくる状況になると思っていますので、これはこれで私はいいかなのと思っています。

【吉井委員】

私もやっぱり三浦の古い街並みの看板が残っているのはすごく、他にない所です。何回かやっているうちに必ず入れて欲しいなと思うところではあります。また、そこにソフト的な所を入れるのでしたら、そこに登場する人を加えていき、そんなやり方をして、街並みを後世に残すといったテーマにしていくのは良いのではないかと思います。

【渡辺委員】

写真コンクールはずっと続いているのですが、観光協会としてのテーマ自体は基本的に1点で、いわゆる観光をテーマにして募集してきました。景観審議会と協働してからサブテーマをつけて募集をしているのですが、募集が若干減ってきている状況です。ひとつ事務局にお願いがあるのですが、景観審議会としてテーマが決まりましたら、市のホームページや広報でサブテーマをメインにして広報してもらうような事が出来るのかどうか。

観光協会は独自でももちろんホームページ、Facebookで広報し、情報発信しますが、あくまで景観審議会としてサブテーマをメインに情報発信することをお願いしたい。

【吉井委員】

この写真コンクールは市民からの募集ですか。

【事務局】

違います。

【吉井委員】

他也合めているという事ですね。

【鈴木会長】

市外からが多いですか。

【渡辺委員】

もちろん市内の方の応募が多いのですが、市外からは、横須賀、横浜などもあり、一番遠い例として愛知県の方の応募だったと思います。

【中津委員】

やっぱり地元の施策に関わっているって事を強烈にプッシュするとイベントの重要性が出るし、他県から来る人も地元の人たちに対する社会貢献みたいな意識があるので、それをアピール出来ます。

【事務局】

今、先程ご指摘がありましたホームページの件ですとか、出来る限り、市としても情報を発信して、サブテーマに沿った写真を数多く応募されるように工夫していきたいと思っています。

また、サブテーマ設定について漁業、農業などの面も必要かなという話も出ました。例えば、三浦で働く人々としてしまうと、人がテーマになってしまいます。人々の風景などになれば、景観資産に繋がるような感じになるのかなと思いますので、次年度以降に検討させていただければと思いますが。

【上野委員】

人を撮るのではなく、人の風景を撮る。

そのようにすると、対象が広がると思います。

【鈴木会長】

私の個人的な意見ですが、街並みを漢字で書くと堅い感じがします。例えば、ひらがなにするとかです。あるいは、三浦市の街と暮らしを感じる風景とかにすると、人の活動が入ってくる感じがします。

【佐久間委員】

街という字もあの街ではなく町で良いと思います。

【中津委員】

鈴木会長のご指摘のように、街をひらがなにするのは重要だと思います。

また「人」「まち」「自然」を毎年テーマとしてサイクルさせているイベントという事を謳った上で、来年は自然をテーマとし、また、例えば教育委員会などとタイアップして、小学校の総合の学習の時間に「人」「まち」「自然」に合わせて学習するようリズムを小学校の6年間で2回繰り返し、子供達からも写真を出すようになると面白い事になるかもしれませんね。

【吉井委員】

葉山町は、女性職員の方がインスタを作って、アップしています。それを観光客の方が載せられる仕組みを作るとか、観光協会と対応して仕組みが出来ていけば、人と人の繋がっていくようなものになるのではないのかなと思います。

【鈴木会長】

ちなみに三浦市ってインスタグラムはやっているのですか。

【事務局】

都市計画課ではインスタはやってないです。政策課で市の広報としてやっていますね。

【上野委員】

観光という点では、2階建てバスはすごく良く出来ています。非常に来た人は喜んでるので、成果をもっと発信していいと思います。

【吉井委員】

参加型にしていくことによって価値というのが上がっていくかなと思います。三浦に来たことをPRする場を提供していくことによっていろんな事が繋がっていくのではないかなと思います。

【上野委員】

若い方が三浦の神社などを撮っていて、意外に知らない様な小さなものとかもあるんですね。その人はたくさん写真撮って、自分だけの楽しみとして三浦を一周していました。このような人もいるのかと驚きました。

だから僕が写真集にこだわっていたのは新しい人が住むかは分からないけども、そういう視点で撮ったら、まだまだ宝の山だと思います。

【鈴木会長】

さて、ご意見は2つあって、1つは副題に関するものと、それをもっと効果的に使えたらいいのではないかと。受賞作品だとかそういったものもうまく使えたらとか、そういったものを含めた意見だと思います。

今日決めなければいけないのは副題についてですが、先程、街並みという漢字を使うとイメージが違うというご意見がありました。例えば、街並みをひらがなにする。また、私からご提案させていただいた、

街と暮らしを感じる風景という副題や、人を入れた方が良いというご意見もありました。そんな感じで修正してみても、と思うのですが。副題に関して、みなさんご意見があれば。

【上野委員】

副題の狙いとしては、新たな三浦市の景観を発掘するというのが狙いなのですが、今度、副題の方の中で、昭和風情の街並みとか、三浦の賑わいなどは、感性ではなく限定している感じがしますね。だからなんかどっかの言葉で新たな三浦市の景観ていうのですか、これは副題の方の具体的な言葉で入れるほうが良いのではないかと思います。

【事務局】

あの提案の中で事務局の思い描いたのが下町であったり三浦海岸であったりしたので、このような説明になっていますが、周知時には副題のみが出てきます。

【鈴木会長】

ちなみに景観計画をつくる時には、街という字は止めたと思います。ひらがなの「まち」を使っています。

みなさんご意見いかがでしょう。

【吉井委員】

「街並み」をひらがなにするのは良い。それに加えるかどうか。付け加えるかどうかって言う事ですね。

【鈴木委員】

街並みを感じるっていうのはちょっと説明が必要な感じもします。

【中津委員】

ひらがなにするのは良いと思いますが、デザイン上、ひらがなにすることによって、リズムが埋没してしまうので、カッコを付けるか、フォントを大きくするか変えるか、色を変えるか必要があると思います。

【上野委員】

街並みや人の営みを追加するかですよね。

【鈴木会長】

私が言ったのは「街を感じる」っていうのも難しいので、そこに暮らしを入れると街と人の感じがすると思いますが、そこはもうひらがなにしておいて「まちなみ」にしましょうか。

【中津委員】

「街と暮らし」というのは良いと思います。

そしたら、人の写真が出てくる可能性があるんで、別の問題がありますね。写真集は完全に同意のもとで印刷されている物ですが、それをどのように取り扱うかというのは市の方で整理が必要ですよね。

【上野委員】

だからそれは30年度の三浦市での「暮らし」や「旅」って入れてありますが、意識があったのですよね。だから昨年度の写真は、「いなりっ子」をかぶりついているという所が非常によかったですよね。

【鈴木会長】

かえってイベントの時の方が多いで、日常的な物が出てきて欲しいなという感じはしますよね。

では、2案の中から決めていただいてもよろしいでしょうか。

ひらがなで「三浦市のまちなみを感じる風景」「三浦市のまちと暮らしを感じる風景」

【中津委員】

「感じる」を取った方が良いのでは。

「まちとくらし」になったら、「まちとくらしの風景」でリズムとしては良いと思いますよ。

【鈴木会長】

「三浦市のまちなみを感じる風景」「三浦市のまちとくらしの風景」このどちらかで手を挙げていただけますでしょうか。

一番、「まちなみを感じる風景」

二番、「まちとくらしの風景」

「三浦市のまちとくらしの風景」をお願いします。

【渡辺委員】

あとは中津委員が言っていた、「まちとくらしの」のフォントを変えることですね。

資料は明朝体なので、そこだけゴシックにするとかですかね。なんか工夫した方がいいのかなと思いますが。

【鈴木会長】

そこは事務局の方に任せるといことでよろしいでしょうか。

あとは広報の協力もお願いします。

それでは議題3、みうら観光写真コンクールにかかる協働については以上でおわりたいと思います。

引き続き報告事項に移らせていただきたいと思います。

ではまず、報告事項1「平成30年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」事務局の方から説明よろしくをお願いします。

■報告事項1 平成30年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について

【事務局】

それでは、報告事項1「平成30年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」のご説明をいたします。お手元の資料5をご覧ください。

条例等の届出状況につきまして、昨年度の状況をご報告いたします。

昨年度は、14件の行為について、届出等手続きが行われました。

このうち、3件は国や地方公共団体が行う通知行為です。詳細につきましては、資料6に一覧表を添付してあります。

届出行為は10件ありました。行為の種類や景観ゾーニングの内訳を見ますと、行為の内容としては、木竹の伐採が5件で最も多く、工作物の建設等と建築物の色彩の変更が3件、建築物の建築等が2件、開発行為とその他の行為として駐車場建設が1件でした。

景観ゾーニングとしては、住宅地景観エリアが9件で最も多く、農の景観ゾーンが3件、海の景観ゾーンが2件でした。

昨年度の届出行為については、2点景観法及び三浦市景観条例に基づく適用案件で景観上、特徴的であった2事業を抽出し、ご報告させていただきます。

まず、ひとつ目、「ベシア三浦店」新築工事についてご説明させていただきます。資料6の「景観法第16条の届出状況について」のナンバー2です。資料7の1枚目から3枚目をご覧ください。

本件行為は引橋交差点付近に位置する「ベisia三浦店」の新築工事であり、資料7の一枚目は「ベisia三浦店」の新築工事に伴う立面図の資料となります。本件行為の内容については、建築物の新築と開発行為になります。

本件行為のベisiaは、関東圏では大手のスーパーマーケットの新築でコーポレートカラーもあり、建物の色彩等について周辺の街並みと調和した計画とするように事業者との協議の結果、外壁は景観形成基準（色彩基準）に収まるようにし、「ベisia」と記載されている店舗の壁面広告物の前面にガラスを挟むことによって、広告物の主張を抑える工夫をしています。資料7の3枚目の⑤の写真がその状況です。

次に、ふたつ目、「三浦市農協北部営農センター建設計画」についてご説明させていただきます。資料6の「景観法第16条の届出状況について」のナンバー7です。

資料7の5枚目から6枚目をご覧ください。

本件行為は、初声小学校入口交差点付近に位置する「三浦市農協北部営農センター建設計画」であり、資料7の5枚目は立面図であります。本件行為の内容については、建築物の新築となります。

本件行為については、農業用資材等の倉庫の新築であり、建物の形態等について周辺の街並みと調和した計画とするように事業者と協議し、近隣住宅が並ぶ南側については高さを抑え、自然に近い色彩計画にしたものであります。資料7の6枚目は完了写真となります。適用案件についての説明は以上となります。

再度、資料5をご覧ください。次に、手続がされないまま、行為が行われてしまった無届行為は、1件ありました。行為の内容の内訳は、木竹の伐採が1件でした。

これらにつきましては、行為の内容等について、事業者より聞き取りを行い、行為の内容自体は、景観形成基準等に適合していることを確認したため、顛末書を提出させ、今後は適切な手続を行うように、厳重注意をいたしました。

無届行為については、平成29年度の6件から平成30年度は1件と減少いたしました。主な要因としては、土地の調査等により窓口に来庁された事業者に対し、チラシ等を配布し、周知徹底した結果であると思われます。今後も、事業者に対し、周知徹底に努めていきます。

報告事項1「平成30年度景観法・三浦市景観条例の届出状況について」の報告は以上です。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございます。只今の説明について、ご意見ご質問はありますか。

【上野委員】

今の説明を聞いて、こういうベisiaとか含めて色彩とか素材とか非常に景観的に素晴らしい事をやられていると思いますが、新しい家は20年30年過ぎて非常にリフォームが多いですね。リフォームする場合には色彩の規制とか、かかりますか。蛍光色のショッキングピンクとかにリフォームしたときに変わるケースがありますよね。規制とかあるのでしょうか。一般住宅の場合でなんですけどね。

【事務局】

基本的に景観につきましては、市内全域を対象にはしているものの、市に届出なければならない建物は建築面積が700㎡以上と基準を設けていますので、一戸建て住宅については、届出する必要がないものがほとんどです。

【上野委員】

新築の時に確認申請などで規制はありますか。

【事務局】

確認申請の時には色までは見ていません。

【上野委員】

そうですね。

【事務局】

延べ面積 700 m²には、なかなかいかないの、直接指導はしていません。

【上野委員】

個人に任されたって感じがあります。

もう仕方がないってことですね。

【事務局】

そうですね。

【中津委員】

無届行為の木竹伐採 1 件、具体的にどれくらいのサイズの木竹だったのですか。

【事務局】

週に 1 回ほどパトロールをしています。その際に、木を伐採されている現場を発見し、確認をさせていただきました。

伐採区域が何 m²であったというのは分からないのですが、三浦市の景観計画で木竹伐採については 10メートル以上の木竹を伐採する場合は届出が必要になっている。倒れている木を発見し、測ったら少なくとも 10m 以上あったため、事業者に連絡をしたという経緯になっております。

【中津委員】

倒れていたというのは、人工的に伐採したって意味ですか。

【事務局】

そうですね。

伐採した後に木を処分せず、放置されていた段階だったので聞き取りをしたところ、建物を建てる為に伐採をしたということでした。

【中津委員】

建築行為に関わることですね。

【事務局】

そうです。

【中津委員】

なんらかのペナルティっていうのは無いのですか。

書類上の何か簡単な始末書みたいなものとかじゃなくて、実際伐採したものと同一とは言わないけど何か植えないといけないなどの具体的なペナルティは条例上無いということなのですね。

【事務局】

手続きをすれば 10m 以上であっても伐採してはいけないということではありません。

【中津委員】

手続きしないで伐採したらどういう事になるかっていうことをきっちりやっていかないと、顛末書を

出せば良いという建設業者が増えてくると後々問題だと思えます。手続きすれば、それなりのプロセスで伐採出来るとという事を定着させる為には、もう少し厳しいペナルティがあっても良いのではと思います。

【事務局】

伐採後の処理の仕方は様々なのですが、われわれの指導に従った業者については報告書の提出のみとしていますが、それに応じないような業者については、それなりのペナルティを課す方向性はあります。

業者が始末書ひとつで当然その部分では指導します。大分厳しい指導をしております。

また、同じことを繰り返すような業者についてはそれなりの厳しい姿勢で臨む必要があるかなと思います。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか

【上野委員】

今回台風がありましたよね。いろいろな所で被害が出ています。都市計画課としては、影響とかあったのですか。

【事務局】

都市計画課の業務では、空き家対策をやっています。その中では建物の被害、空き家の被害というのが非常に多かったというのが、今回の台風の特徴だと思います。例えば屋根の飛散が多く、それが周辺に飛び散っているなどの苦情に対し対応したのが何件かあります。

【鈴木会長】

今の届出状況について、ベシアの色の調整とかうまく機能しているように思いますが、一方で、三崎口駅の方から行くとベシアの部分が若干少し高く見えるような形になっていると思います。駐車場が目立つので、緑化をするなどの工夫が出来ると良かったです。

緑化の義務とかは特にはないのですよね。

【事務局】

今回のベシアで適用した都市計画課が所管している条例は、三浦市まちづくり条例と三浦市景観条例になっております。三浦市まちづくり条例では緑化の規定はあります。

【鈴木会長】

ありますよね。

それはどっち側にあるのですか。

【事務局】

緑化については周辺の芝も含めています。また一部には木竹も植栽しています。

【鈴木会長】

緑が成長してくると目立たなくなるのですかね。

【事務局】

はい。

【事務局】

地区計画の定めたところで駐車場の裏側には約 800 m²の緑地帯があるのですが、先生のおっしゃられたとおり、どうしても芝張りの状態だけの部分もあるので、潤いのあるような緑地がイメージ出来ない

緑地帯と感ずる部分もあると思ひます。

【中津委員】

接道部の緑化は重要なのですが、企業側が向こう側から入る客に対して、意識して植えなかったのかなと思ひましたね。今日歩いてきたので。そこの看板がそびえ立っていたので、せつかく調整したのに、もったいないなと思ひました。

補足なのですが、小網代の森からの行き来する施設を作ったのに、一度歩いたら分かると思ひますけど歩道が途切れていますよね。すごくびっくりしました。小網代の交差点から歩道に入ってくると途中で歩道がなくなっています。そこの歩道は計画されてないのですね。ちょっとびっくりしました。

【上野委員】

あとは交通問題ですね。あそこの渋滞とか。そういう問題は近隣の方とかから苦情などはありますか。あまり出ていないのですか。

【事務局】

そうですね。

【上野委員】

特に土日とかですね。

【鈴木会長】

よろしいですか。

それでは報告事項2「景観さんぽ（関東の景観写真展）について」の説明をお願いいたします。

■報告事項2 景観さんぽ（関東の景観写真展）について

【事務局】

それでは、報告事項2「景観さんぽ（関東の景観写真展）」についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

「関東の景観写真展」については、平成30年度第2回景観審議会にてご報告させていただきましたが、改めて、概要をご説明させていただきます。

本事業は、国土交通省関東地方整備局が主催しております。題名につきましては、写真を見ただけで、「さんぽ」した気分になる、写真の景色を実際に「さんぽ」したくなる、そんな思いを込めて「関東甲信景観さんぽ」と題されたとのこと。

本事業については、関東甲信1都8県の市区町村のフォトコンテスト入賞作品等を、国土交通省関東地方整備局管内の国営公園5カ所で展示するものです。

提出枚数については、各自治体で紙展示用1枚、データ展示用2枚の計3枚の提出となりました。

提出作品については、三浦市観光協会と調整し、3枚の作品を提出しました。

神奈川県内の参加自治体については、横須賀市、三浦市及び綾瀬市の3市でありました。

三浦市観光協会と調整し、本市の特徴である自然景観及び文化景観から提出した三作品についてご説明いたします。

左から、平成28年度みうら観光写真コンクール準特選受賞作品であり、ユネスコ無形文化遺産に登録をされており、また、みうら景観資産にも認定されている民族芸能の「チャッキラコ」を撮影した写真、平成28年度「みうら景観賞」受賞作品であり、六合でキャベツ畑を撮影した写真、そして、平成29年

度「みうら景観賞」受賞作品であり、諸磯海岸で撮影した写真です。

こちらは、6月28日から7月21日にかけて展示されていましたが昭和記念公園の屋内展示ブースでの展示状況となります。

こちらは、三浦市の作品が展示されている状況となります。左が写真展示であり、中央と右側はデジタルサイネージでの展示です。

「関東甲信景観さんぽ」については、本市のホームページにおいても周知しております。

開催期間は12月1日までとなっております。現在は、茨城県のひたち海浜公園にて展示していますので、観光等でお近くに行く機会があれば、是非ご覧いただければと思います。報告事項2「景観さんぽ（関東の景観写真展）について」の報告は以上です。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それではつづいて報告事項3をお願いします。

■報告事項3 宮川公園の風力発電機の再設置について

【事務局】

それでは、報告事項3「宮川公園の風力発電機の再設置について」ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

三浦市の個性や魅力について市民の皆様の認知を高め、また、来訪者の増加となるきっかけとなり、市の活性化にもつなげることを目的に「みうら景観資産」を認定しております。

現在、「みうら景観資産」は、黒崎の鼻、小網代の森、城ヶ島大橋等12件を認定しており、ホームページで公開しています。

宮川公園については、展望台からの眺望が良好な点、サイクルステーションや記念撮影用モニュメントのマイルストーンが設置されている点等により、三浦市景観審議会への諮問・答申を経て「みうら景観資産」として認定されております。

宮川公園に設置しておりました旧風力発電機については、設置後21年以上が経過した海外メーカーの旧型機であり、修繕に必要な部品等の入手が困難であるため、再稼働の見通しがたたなくなり、また、老朽化の進行が顕著で、設備の安全の維持が難しい状況等の理由により、現在は、撤去されています。

この件は、平成30年11月19日開催の平成30年度第1回三浦市景観審議会にて旧風力発電機の撤去について報告させていただきました。

この度、橋梁・鉄骨などの製品メーカーで風力発電機を制作する株式会社駒井ハルテックにより、経済産業省の認定を受け、宮川公園に風力発電機が再設置される見込みとなっております。

設置箇所について、旧風力発電機からの大幅な変更はなく、規格について、旧風力発電機に比べ、やや大きくなるとのことです。

当初は、宮川公園の風力発電施設が撤去されることとなっておりましたが、再び、風力発電施設が設置されることとなりました。進捗状況などについては今後とも本審議会へ報告したいと考えております。報告事項3「宮川公園の風力発電機の再設置について」の報告は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。今の報告について何かありますか。よろしいでしょうか。

はい。それでは報告事項4をお願いします。

■報告事項4 安房埼灯台の建替えについて

【事務局】

それでは、報告事項4「安房埼灯台の建替えについて」ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

この度、第三管区海上保安本部は、老朽化に伴い、三浦市の城ヶ島に所在する「安房埼灯台」の建替えを計画しています。

同灯台は、城ヶ島灯台と並び城ヶ島の観光スポットの1つであり、また、日本ロマンチスト協会及び日本財団による「恋する灯台プロジェクト」において平成28年に恋する灯台に認定されている灯台であります。

今般、建替えに合わせ、第三管区海上保安本部が三浦市観光商工課及び城ヶ島活性化協議会と連携し、年齢制限は設けず、三浦市に在住又は在勤並びに在学の方を対象とし、城ヶ島観光のシンボルとしてふさわしい灯台のデザインを募集いたしました。

応募期間は平成31年4月1日から令和元年5月15日であり、令和元年6月10日に「とんがり屋根の灯台」と題した、畑から海が見える野菜をモチーフに、野菜のさわやかさを表現した右図のイラストが採用されました。

建替え予定地は、現在の安房埼灯台の位置から、約200m内陸側の矢印で示した位置に建築予定となっております。

なお、県立城ヶ島公園については、広場など多くの自然を有した大パノラマが楽しめる景観により、三浦市景観審議会への諮問・答申を経て「みうら景観資産」として認定されております。

こちらは、県立城ヶ島公園内の第二展望台からの眺望した場合の灯台のイメージ図です。

展望台から見下ろす公園の広場に新たな灯台が設置されることとなります。

具体的な完了予定については、令和2年2月頃を予定しているとのことです。また、設置状況などについては、今後とも本審議会に報告したいと考えています。

報告事項4「安房埼灯台の建替えについて」の報告は以上です。

【鈴木会長】

はい。こちらについてなにかご意見ありますでしょうか。

これ、大根ですよ。モチーフ的には、事前にデザイン等については、チェックすることは可能ですかね。イメージ図で少し危機感を覚えています。大丈夫かなというような感じがしていますけど。これはどちらが作ったのですか。

【事務局】

これは第三管区海上保安本部の方で作りました。

【鈴木会長】

これはちゃんとしたパースを作った方が良いと思います。

【佐久間委員】

高さはどのくらいですか。

【事務局】

高さは約16mです。

【鈴木会長】

ビルで言うと5、6階程度ですか。大きいですね。

【佐久間委員】

前はもう少し小さかったですよね。

【鈴木会長】

景観としては目立つものなので、これが出てきていますが、これがわりと忠実に出来てくると、若干不安なところがあるのですが。これは計画通知ですよ。

【事務局】

計画通知です。第三管区海上保安本部で募集をして、採用された案を忠実に再現して建築される予定です。

【鈴木会長】

これ景観条例で影響を与えそうな件は事前協議をするという事は出来ますよね。計画通知の場合出来ないですか。

これ自体は選ばれているものなので、設計が完成する前に多少デザインをチェック出来たらという気がするのですけど。

【上野委員】

でもこれ、100人位の応募があったのですよね。

若い方が多いですね。

【中津委員】

公共に携わる作品を選ぶのに適したイベントだったのですかね。他に五作品出ていますが、プロが全然入っていませんし、このイベント自体、事前に話が出来ていたらよかったですね。審査員が誰かとか書いてありませんし。

【鈴木会長】

内部的にやっているのですかね。まず、こういうデザイン募集しますなどの情報が景観担当に入ってなかったのですよね。

【事務局】

入っていませんでした。

【鈴木会長】

そこがまず問題だと思います。灯台は影響が大きいものじゃないですか。

【中津委員】

他の入賞作品も全部出ていますが、中学生の美術部ですかね。三浦市の中学校とかに話があったのではないのですかね。この重要なことをまかせていいイベントだったのですかね。

【鈴木会長】

城ヶ島のこれ下から上の方に移ってくるわけですよ。こちらは、景観に対する影響が大きいのでちょっと事前にちゃんとパースを出してもらい、それに基づいて協議はしてもらった方が良いのではないかなど。これで良いとなると、ちょっと微妙な感じがしますね。

【中津委員】

従前は高さ11mですね。それが内陸に入った事によって大きなものをつくるって話になっているみた

いですね。

【佐久間委員】

余計目立ちますよね。

【事務局】

その灯台の機能がありますので、第3管区海上保安本部としては、照射する光がどこまで飛ぶかなどの計算した上でこのような高さで整備をするものです。

【鈴木会長】

まあ高さはしょうがないのかなと。灯台の機能としてあるので。

それよりちょっとグラフィックがなんか、問題があるのかなって感じもあります。

【事務局】

国の行為ですから、通知行為という、通常の届出行為とは異なる行為です。

【鈴木委員】

景観上、大きな影響はある行為なわけですよ。景観条例上も理屈はたつと思うのですよね。

【中津委員】

報道の段階で、神奈川新聞に出ているみたいなので、その段階で関係が作れば良かったですね。

反省点はいろいろありますよね。今後こうならないようにどうするべきか。

【鈴木会長】

条文上、協議は可能かどうか、示して頂いた上で、ここが景観資産に認定されていて、景観の重要な場所であると言う事を説明した上で、デザインについて事前に協議可能かどうか相手に申し入れてみるって事も出来ると思うのですよね。相手が応じるか応じないかはまた別の話ですが。応じなければ、どうなのかと言う風に声を挙げていけばいい話で。

【事務局】

通知自体はですねもうすでに受理をしております。

【鈴木会長】

受理したのですか。

【事務局】

はい。

【鈴木会長】

受理しないという事は出来ないですもんね。

【事務局】

はい。

【鈴木会長】

でも、それ設計図が付いているのですよね。これじゃないのですよね。

【事務局】

三浦市景観計画では、色の基準を定めています。今回使用する色などは図面を頂いていますが、この図面とグラデーションの所をマンセル値で表示していただいております。三浦市景観計画上では、見附面積の五分の一未満の範囲であれば基準を超えた色彩が使えますので。

【鈴木会長】

そうではなくて、景観に重要な影響を与えるような行為について協議できるかどうかって事なのですけど。基準の問題じゃなくて。やりたい放題って言ったらやりたい放題ですよ。

必ず条例の場合には、例外的なものを表記していますよね。

まず届出の方については、要件に書いてありますよね。その次のあたりで、その他行為を入れていませんか。その他行為を普通大体入れるのですけど。その他の所で計画通知を読める様になっていると思うのですが。それがもし書いてなかったとしたら、ちょっと条例作ったとき、問題があると思うのですが。

今、確認ができないので、もし可能であれば景観審議会としては、こういうような行為、景観上重要な影響を及ぼすような行為については、その景観の協議を実施して欲しいと言う意見がでたとしていただければと思います。

【事務局】

条例規則において、どこの条文で読んでいくのかということは確認させていただきます。

【鈴木会長】

先ほど、中津委員からもありましたけど、ちょっと事前に情報が入ってなかったって事が非常に残念ですね。

【事務局】

景観法第16条第5項で国が行う行為は通知を行いなさいと規定されています。6項にその通知があった場合には、良好な景観形成の為に必要であって認める時は、そのまま国に対して景観計画に定めた制限に適合するように協議を求める事が出来る規定があります。

【鈴木委員】

そうですね。計画通知で公共事業であっても、協議を求める事が出来る。

【事務局】

通知行為に対しての協議を求められます。

【鈴木会長】

基準適合されるかどうかって事は色彩が合っているのか、規模が合っているのかだけで見るのか。この場所は特別な場所だからもう少しデザインを配慮するのかでみるのか。

【事務局】

制限に適合というものに限定があります。それをどうとらえるかと言う所だと思います。

【鈴木会長】

ちょっとご検討をお願いします。前例になるので。他の公共事業とか国や県が行う公共事業とかで影響が出るような事業があるときに、灯台の時は何も無かったと言われないように申し入れをしといたほうがいいですね。

それでは報告事項5をお願いします。

■報告事項5 委員の任期中の取組みについて

【事務局】

報告事項5「委員の任期中の取組みについて」ご説明いたします。資料8をご覧ください。

今年度の6月30日をもって、委員の任期満了に伴い、本日の審議会から新しい委員の皆様にご参加いただいています。令和3年6月30日までの委員の皆様の任期中の取組みについてご説明させていただきます。

す。

今回の任期中においては、大きく4つの取組みを行います。

資料の上から1段目は、景観重要公共施設についての取組みです。本件は、議題2でもご説明させていただきましたが、平成30年度及び本審議会にて、候補案を決定させていただき、今年度より、具体的に神奈川県景観法所管課と調整しておりますが、今後は、各施設管理者への事前相談、具体的な整備に関する事項及び占用基準の原案作成などを行っていき、随時、審議会へは報告を行っていきます。

上から2段目は、景観計画の改訂です。景観重要公共施設を指定するにあたっては、新たに景観計画に公共施設の整備基準等を位置付けるため付け加える必要があります。そのため、景観重要公共施設の整備基準等の公共施設管理者との協議等に伴い、「三浦市景観計画」の改訂案についてご審議いただくこととなります。

上から3段目は、三浦市観光協会とのみうら観光写真コンクールにかかる協働です。本件は議題3にて、ご説明させていただきましたが、平成27年度からみうら観光写真コンクールについては三浦市観光協会と協働させていただいており、三浦市景観審議会において、「みうら景観賞」を選定しております。今後も三浦市景観審議会において、副題の設定及び「みうら景観賞」の選定を行っていきます。

上から4段目は、三浦市景観審議会の開催日程の予定となっております。具体的な日程等を決定する際には、委員の皆様に対し、日程調整を依頼させていただきますので、ご了承ください。

また、本資料には記載しておりませんが、景観に係るイベント等について開催を検討しております。事務局といたしましては、良好な景観を巡る街歩きなどをテーマに検討していきたいと考えております。詳細が決定次第、本審議会にてご報告させていただきます。

報告事項5「委員の任期中の取組みについて」の報告は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。こちらについてご意見ご質問はありますでしょうか。

【上野委員】

最後に言ったのはどういう意味ですか。

【事務局】

景観に係るイベントとして、街歩きをテーマに検討している段階です。

【鈴木会長】

この2年間でやることが多く、景観重要公共施設、景観計画の見直しが入ってきます。そうなりますと、年2回の審議会の開催なのですが、そのうち1回はみうら景観賞の選定の時間をとられてしまいますので、十分に審議の時間が確保出来るかという課題も出てきます。

あとは回数を増やすのか、あるいはその設定、一回の時間を長くするだとか色々工夫をしないと十分な検討の時間がとれないということになりますので、今後の進め方については色々と事務局の方でご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の報告事項は終了します。

それでは司会を事務局の方にお返しします。

【事務局】

長時間にわたり、ご意見ありがとうございました。次回は来年年明け、2月、3月ぐらいを予定してい

ます。また改めて日程を調整させていただきます。それでは以上をもちまして令和元年度第1回の三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

—了—